

【千葉興業銀行からのお願い】

カード詐欺にご注意ください！！

千葉県内では、警察官、金融庁、銀行協会の職員や銀行員などを名乗る者による、「キャッシュカードを騙し取る」被害が多発していますので充分ご注意ください。

＜だましの手口＞

【市役所職員、銀行員を名乗る詐欺】

「市役所健康保健課の〇〇と申します。医療費の還付金がありますが、手続きが終了してないためご連絡いたしました。還付金の手続きを金融機関が代行しますので、お取引されている金融機関を教えてください」と電話があり、金融機関名を回答してしばらくすると・・・

「〇〇銀行の〇〇と申します。市役所の依頼により還付金の手続きを行うためにお伺いしました。還付金は口座に振込されますので、口座確認のためキャッシュカードを拝見できますか？」と言われカードを渡すと・・・

「このカードは古いカードのため、新しいカードに作り直す必要があります。新しいカードは明日お届けしますので、このカードはお預かりします。また、暗証番号を登録するため、現在の暗証番号を逆さまに教えてください」と言われ、暗証番号も教えてしまい被害に遭ってしまいました。

【金融庁職員、警察官を名乗る詐欺】

「金融庁の金融管理局の者です。〇〇市内では詐欺が多発しています。〇〇様はキャッシュカードの安全な保管方法をご存知ですか？〇〇警察署の職員が近くを巡回していますので、これから訪問させます」との電話があつてしばらくすると・・・

「〇〇警察の者です。金融庁から連絡がありましたので訪問しました。この封筒に銀行のキャッシュカード、暗証番号を書いたメモを入れて保管すれば安心ですよ。また、封緘印を押しておいたほうがより安全ですので、印鑑をお願いします」と言われ、キャッシュカードと暗証番号を書いたメモを封筒に入れ、印鑑を取りにいったら・・・

封緘印を押印した封筒返却されましたが、別のカードが入った封筒に摺り替えられており、気が付いたときには被害に遭っていました。

※上記の手口は一例で、様々なだましの手口があります。

警察、金融庁、銀行協会等の職員が、キャッシュカードを預かることはありません。見知らぬ人物には、キャッシュカードを絶対に渡さないようお願い申し上げます。

また、キャッシュカードと暗証番号（を書いたメモ等）は、絶対に一緒に保管しない、暗証番号は、他人に教えないようお願い申し上げます。



株式
会社

千葉興業銀行